|  |
| --- |
| 第48回　横浜市福祉のまちづくり推進会議　会議概要 |
| 日　　時 | 令和４年７月４日（月）　午後1時00分～2時30分 |
| 開催場所 | 産業貿易センター地下会議室 |
| 出 席 者 | 大原委員、中村委員、阿部委員、飯野委員、井汲委員、石川委員、井上委員、岡田委員、小堤委員、金子委員、小泉委員、五島委員代理木村氏、下村委員、白石委員、鈴木委員、田之畑委員、八木委員、山根委員、山本委員代理山根氏、和久井委員（18名） |
| 欠 席 者 | 赤羽委員、新井委員、池田委員、五島委員、山本委員（５名） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議題等 | １．開会２．議事運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募について３．報告　（１）福祉のまちづくり条例改正について　（２）令和３年度 横浜市社会福祉協議会 福祉啓発事業報告について　（３）令和３年度及び令和４年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について４．その他バリアフリー基本構想について |
| 決定事項 | ・運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募を実施することで了承された（推進会議要望事項：意見公募の実施にあたっては、各種団体から個別に意見を伺う機会を設けてもらいたい）） |
| 資 料・特記事項 | 資料・資料１　運用改善を目的とした『横浜市福祉のまちづくり条例施行規則』の一部改正について・資料１補足　運用改善に伴う規則改正内容　抜粋・資料２　横浜市福祉のまちづくり条例改正について・資料３　令和３年度 横浜市社会福祉協議会福祉啓発事業報告・資料４　令和３年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）・配付資料（記者発表資料）〜磯子区バリアフリー基本構想を作成しました〜・配付資料（記者発表資料）〜羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想を作成しました〜・配付資料（記者発表資料）〜中区バリアフリー基本構想を作成しました〜 |

|  |
| --- |
| **第48回　横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要** |
| 事務局（健康福祉局長）大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長井上委員大原会長事務局（建築局市街地建築課担当係長）事務局（福祉保健課担当係長）井上委員白石委員事務局（建築局市街地建築課担当係長）大原会長白石委員事務局（建築局市街地建築課担当係長）大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長和久井委員事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長和久井委員白石委員事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）白石委員事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長白石委員大原会長事務局（建築局建築企画課担当係長）大原会長下村委員大原会長横浜市社会福祉協議会市民活動支援課長事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）大原会長井汲委員白石委員事務局（健康福祉局福祉保健課福祉保健センター担当課長）大原会長井上委員横浜市社会福祉協議会市民活動支援課長和久井委員横浜市社会福祉協議会市民活動支援課長大原会長 | **１　開会**（あいさつ）**２　議事****運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募について**本年度第１回の推進会議になる。議事が１件、報告が３件ある。議事と報告の名称が似ていてまぎらわしいが、議事の方は、「運用改善に伴う福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募について」となっている。条例そのものの改正については検討を進めているが、ここで諮るところまではいっていない。しかし施行規則の改正については一応結論がでているので、ここでご意見を伺ってから意見公募したいということだ。（資料１説明）規則の改正は細かい内容がいろいろあるが、専門委員会でその内容を確認してきた。それぞれ明確化、適正化、強化という視点に沿って、わかりにくかった部分を変えて提示して事業者とやりとりをすることになる。それを意見公募という形で市民に諮ることについて今日審議いただきたい。条例そのものの改正については、このあと報告があるので、それとは切り分けてご意見をいただきたい。先ほど話があったエレベーターの問題だが、視覚障害者のために整備するのはとても良いことだが、聞こえない人の場合はどうなるか書いてない。また聞こえない人は電話応対ができないので、例えばＱＲコードでつないで携帯で連絡できるようなシステムを導入してもらえると良い。もう一つ、災害が起きた場合はエレベーターが止まるが、聞こえない人にとってはとても不安だ。どのように動けば良いかと困る。視覚障害者だけでなく聴覚障害者のことも含めて考えてほしい。また以前も話したと思うが、駐車場を出るところの精算機のところに電話があるが、聞こえない人にはとても不便だ。私は車を止めてどうしたらいいか。私の後ろに出たい車が何台も並んでいるのに私の所でストップさせてしまうこともあった。このことについて公園担当の人に提案したが、その後どうなったか報告がない。駐車場も聞こえない人にとって使いやすいようにしてほしい。いずれも今回の規則の改正には入っていないと思うが、現状がどうなっているか、また改正の可能性はどうか。最初のエレベーターの基準には、文字の表示までは基準に入っていない。文字の表示があるものは比較的多いという印象はあるが、基準化についてはまた検討していきたい。今ご意見をいただいた公園の件については、状況を確認して報告をしたい。以前も一度ヒアリングはしていると思うが、再度今日の意見も含めて担当部署に伝えたい。よろしくお願いします。駐車場について聞きたい。ショッピングセンターでは建物の入口近くに駐車場がある。隣の車との間が3.5ｍ離れているのが基準だという記憶があるが、そこがいっぱいでなかなか止められないために困る人がいるのが現状だ。また駐車場では重度障害者は料金の支払いができない。ＥＴＣ化の促進はどうなっているか。あとホテルの車いす用トイレは地下１階にあるのが普通だが、私は各階にあるべきだと考える。ホテル、旅館等の設置基準はどうなっているか。車いす利用者用トイレは、利用居室からエレベーター等で行けることとなっており、各階に求める基準にはなっていない。今後、表示板を交付するものについては各階に設置するような基準を考えているところだ。今のご意見はトイレも駐車場も基準で指定されている数では量的に不足している現状があるというご意見だ。今回の運用改善という目的の改正とは別に、引き続き見直しに向けて考えていくということだと思う。駐車場の3.5ｍは変更ないのか確認したい。基準として3.5ｍ×６ｍは変わりない。入口に近いところに設けることとなっている。利用者のマナーの問題は別にあるかもしれないが。今回内容が細かくたくさんあるが、専門委員会で検討してきたので、この規則改正について市民意見公募を求めることにしたらどうか、ということだ。しかしこの資料がわかりにくくて判断がつかない部分があると思う。今回は資料につけていないが、意見公募には全体の新旧対照表をつける予定なので、意見公募の際にご意見をいただければと思う。できればこの推進会議の時に、細かい資料を事前に送ってもらえれば見ていただけたと思う。ではもしご意見がないようなら、この手順で進めて行くということで良いか。今回の目的は、運用改善、つまり事業者とのやりとりの中で不明な点やわかりにくい点を直すという視点の改善だ。これについてはこのまま進めていけたらということだが、今日のご意見では他の規則の改善すべき点がさらに出てきているので、この運用改善という視点以外のことについては、引き続き検討していけたらと思う。議事として、この運用改善を目的とした施行規則の一部改正に関しては、意見公募に進めることに異論がなければ挙手していただいたものとしたいがよいか。質問だが、市民意見公募に対して、市の考えをホームページで公表すると書いてあるが、それに対しての推進会議とか当事者や事業者を交えた話し合いのようなものをする予定はないのか。パブコメは、考え方を変えるようなものではないので、改正案の内容について意見を伺うという内容で手続きを進める。意見公募の結果についてはホームページで報告し、改めて制定した段階には推進会議の場などで報告をしたい。よくこのような改正をするときは、当然当事者団体に意見を聞いてから、公に市民意見公募を求めると思うが、今回は団体の方には特に聞く予定はないというのが今の答えだ。昨年９月に、条例改正の件とあわせて説明をしている。その際はこういう項目で改正を検討しているという今回と同じような説明だったが、特にご意見はいただいていない。意見公募の際は、繰り返しになるが改正内容の全項目の新旧対照表をつけるので、そこでご意見をいただきたい。今の返事は、団体の方に意見を伺うということで良いか。意見公募の中でご意見をいただきたい。今後各種団体の皆様にご意見を伺う予定をしている。今までのいろいろな改正の場合は、当事者団体にご意見を伺うことを手続きとしてやってきたので、推進会議としてはぜひそれを実施してほしいと思うが、皆さんご意見は。市民意見公募という手法を使って、各種団体が意見を出すということだと思うが、それでもいいが、それに対する行政だけの判断ではなく事業者も含めた検討があるといいと思った。まちづくり条例の中では努力義務が多いが、この施行規則は拘束力があるのか。資料１の裏面の表の「規則改正」の欄に「委任」と「自主」という表現がある。「委任」はバリアフリー法由来の基準であり、ここに○がついた項目は守らないと建築確認が下りない。一方「自主」は事前協議で事業者と協議する手続きになるので、事業者として対応できないものがあっても協議終了になる場合がある。それでは進め方として、市民意見公募で一斉に聞くというだけでなく、具体的に個別に意見を伺う機会をぜひ努力してほしい。これは令和元年から長い間審議してきたことなので、この辺で一度、規則の改善という形で成果をださないといけないと思う。それでは意見募集の段階に進むことについて皆さんの了承を得たということで進めさせていただく。**３　報告****（１）福祉のまちづくり条例改正について**（資料２説明）前回いただいた素案の①②はこのまま市民意見公募にかけるのか。今日の資料には③が出ているが、前回の資料には①と②があって、①が条例の対象規模の見直しについて（一部用途の増築・用途変更）、②が基準見直し（１）で既存建築部分にあるトイレへの遡及について（増築・用途変更）というのがあるので、今の質問になる。前回の資料をつければよかったが、申し訳ない。基準の改正は大きく４点考えており、①は条例規模の見直しで、増築・用途変更の場合、200㎡以上の既存建築物に限り適用する。この改正の趣旨は、既存のマンションの一室や戸建てなどを借りて福祉施設を設置する場合、トイレやエレベーターの籠の大きさが合わないことや、そもそも借りる方の都合で改修できないことがあるので対象外として、自主協議の中で対応する仕組みを考えていく内容だ。②は基準見直し（１）既存建築物部分にあるトイレへの遡及についてということで、これも増築と用途変更に限るが、既存建築物で倉庫を増築した場合など利用居室が変わらないものは、これまで各階のバリアフリーのトイレの改修が必要になっていたところを、一つ以上の車いすトイレ等を設置すれば、その他のトイレの改修については義務付けないという内容を考えていた。③は見送るとことにしたので割愛するが、④は応急仮設等建築物の適用についてで、応急仮設建築物は新型コロナの発熱外来のようなものを想定しているが、迅速に設置が要されるものは後で報告する形で、手続きを改めるという内容だ。専門委員会で経緯を知っている側から補足する。最初は４項目を改正する形で検討することになっていたが、ここの１つは見送るという結論が出たが、その他の項目についてはまだ検討中だ。なぜかというと、先の２つは基本的に緩和をする方向だ。しかし緩和するということはハード整備ができない部分があるということだ。そのときに、いろいろな人がそこを利用するための保証をどうするかということが担保されない限り、緩和すべきではないという意見がずっと出ている。その担保の方法だが、1年半ぐらいのうちに、合理的配慮の必要性が義務化される。それを取り込んで、ハード整備で完全に対応できないような部分に関しては、当事者の申し出に、施設なり事業者なりが応えないといけない。それをこのハード整備の段階で取り込んでいけないだろうかという趣旨だ。そこで、従来の条例の枠組みから少し広がりを求め、この条例の世代交代というか、次の時代の条例の在り方に議論が進んできている。そうなると、当然、最も大事なのが事前協議の在り方で、このプロセスを考えるにあたっては、それぞれの部署がそれぞれの仕事をするだけでは駄目で、横でつながる協議が必要になる。そのため横浜市の庁内調整にも時間がかかるし、条例の法的な位置付けに関しても法制課との調整が必要になる。そのため、取りあえず一つは見送ることが決まったが、残りのものは、まだ調整がついてない。今後、横浜市がこの条例に手を付けて、合理的配慮を福祉のまちづくり条例の中に取り組んでいくことで、画期的な第一歩を踏み出せる可能性があるので、その方向で議論していただけるといいと思っている。基本的には、車いす利用者から見ると、車いすで利用できない空間ができることは容認できないと言っておく。あと、資料の２の計画段階での障害者の視察について、工事段階で入ってもしょうがない、工事が始まってからじゃ遅い、という疑問がある。こういう意見が出たということを書いただけだと思うが、どうか。できた施設が実際、利用できない施設だったので、出来上がる前に見る機会があればというご意見をいただいた。今、白石委員からの、工事段階で見ても遅いというご意見については、もしかしたら計画段階でご意見をいただく場があるのが望ましい姿なのかなと思った。まさにそういう視点で、計画段階から当事者も参加する仕組みづくりに向けても、条例の書きぶりが変わってくる。条例の改正という点で、この部分も入ってくるのではないかと思う。今の話についてだが、設計段階では、車いす使用者がいろいろな側面から使えるような形にするが、出来上がった時に、そこに本来はあってはいけない物があったり、ちょっとしたものが動いていることによって、使えなくなるという事態がある。そのため、工事の中間検査でも竣工検査でもいいが、それをチェックする機会があってもいいと思った。これは報告であり審議ではないが、条例が変わっていきそうな動きがあるので、皆さんからもこの会議の場に限らず、いろいろご意見をいただいたり、いい方向に向かうように支援いただきたいと思う。また、できるだけ情報提供をすることが大事だと思うので、事務局も、もう少し詳しい資料を出してもらわないといけないと思う。あと２件報告事項がある。資料の説明をお願いしたい。**（２）令和３年度 横浜市社会福祉協議会 福祉啓発事業報告について**（資料３説明）**（３）令和３年度及び令和４年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について**（資料４説明）今、資料３、資料４の報告があった。また配布資料で、バリアフリー基本構想がまとまったという記者発表の報告が３件あるが、これは見ておいていただければよいと思う。この資料３、４、あるいは他の資料に関してでもいいが、ご意見、ご質問があれば。社協の啓発事業で、１点目が福祉教育の件だが、今年度から高校の教科書に40年ぶりに精神障害の内容が取り上げられるようになった。どこの社協でも、なかなか精神障害についての福祉教育はない。しかし実際には14歳が病気を発症する一番のネックなので、中学生からぜひ精神障害についての学習を取り上げてほしい。まだ指導要領がなければ、福祉のほうからそういう機会があればいいと、われわれ家族は思っている。なかなかそういう声がないので、ぜひお願いしたい。もう一つがボッチャのことだ。栄区は非常にボッチャ大会が盛んだ。高齢者、知的障害の方、市議会の方、選手の方たちもボッチャだと全然、抵抗なく大会に入れる。皆さんごちゃごちゃになって、３、４人のチームをつくって、和気あいあいと、いろんな所でやっている。ケアプラザ、生活支援センター、学校、地域。ぜひこれを進めていってほしい。予算の中に、「３　福祉有償運送事業」がある。この福祉有償運送事業の運営委員会に入ったが、これはまちづくりのほうでどんな位置付けになっているか。福祉有償運送は、福祉のまちづくりの中で、移動手段の一つとして、事業として位置付けられている。いろいろな公共交通機関だけでなく、こういう地域の中で展開しているような移動の手段も対象として扱っていくということ。まち全体に移動できるようなシステムにするということではないか。市社協の報告について質問が二つある。一つ目は福祉教育について、私はパンフレットを読んだことがないが、よかったら、一ついただきたいと思う。もう一つは企業向け福祉啓発のことだ。YOKOHAMA AIR CABINの話にもあったが、その際、会場を提供されたということだが、これは聞こえない人の当事者、または障害者の当事者の講座をやったのか。その辺りをお聞きしたい。去年、聞こえない人がAIR CABINに乗り込むときに拒否されたという問題が起きた。聞こえない人に対する理解が足りていなかったと思っている。でも、これは開始前だとのことだったので、そのときの状況はどうだったのか教えてほしい。まず、精神障害の方の理解ということでご意見をいただいたが、ちょうどこの新しい受け入れプログラム集のほうでは、精神障害について学び、共生について考えるというモデルの提示をしており、実際に中学生を対象に、精神障害者のグループホームの職員さんと入居者の方に講話をいただいた事例もあり、そちらを紹介するような形でプログラムに取り込んでいる。それから、二つ目のボッチャだが、障害者スポーツというよりはパラスポーツ、どなたでも一緒に楽しめるスポーツということで、やりたいという声があるので、全部ではないが、ボッチャの道具を資材として購入し、貸出するということも進めている。それからこの福祉教育の冊子は、学校に配って、数がだいぶ少なくなっているが、ご希望のあった委員にお渡ししたい。二つ目のAIR CABINの研修だが、私は立ち会っていないが、初日は座学の講話をやっている。リハビリテーションセンターに講師をお願いして、障害全般について、今の法律も含めて、ご講話いただいたので、特定の障害ということではなく、さまざまな障害の方の利用に関して配慮することを説明していただいたかと思う。去年、そういうトラブルがあったというのも、後日聞いているが、当日はかなりアルバイトが大勢いて、普段で40人ぐらいだったが、スタッフの人数もかなり多いので、なかなか一律の対応がまだ難しかったのかなと思う。しかしトラブルがあったときに、声を上げていただくことが考えるきっかけになって、世の中が改善していくと思う。とても積極的な企業だったので、そういった意見を受け止めていくのではないかと感じている。社協でいろいろ活動していただき、すごくありがたいと思っている。このまちづくり推進会議では、ふくまちガイドを作っていて、それを多くの人に見てもらいたいし、子どもに対する教育が大切だろうというのは委員の皆さんも感じているところなので、その辺を一緒に協力してやっていけたらいいと個人的にすごく思う。それから、私もこの冊子を読んでみたいと思うが、デジタルの情報でも提供していただければ、委員みんなで共有できるかなと思う。これを基に、学校で教育するのもいいと思うし、ふくまちガイドも活用していただくのも良い。ふくまちガイドを周知、啓蒙したいということもあるが、それと併せて、市と社協と一緒にいろんなことをやっていければ、もっと協力していろんなことしていったら、いいものができていくのではないか。PDFでの用意がなく残り少ない冊子だが、一部ならお渡しできるかと思う。また予算が取れたら増刷したい。この分野、特に教育啓発特定事業のガイドラインが先月、国交省から出た。これはPDFで一般公開されているが、各地でいろいろな実例がどんどん出てきていると思うので、取り残されないように、横浜でもこれだけやっているということをアピールできるように、それから多くの人たちの協力を得て、横浜のなかでそれぞれが連携して実施にたどり着けるというような形の連携ができるとよい。それでは時間になったので、今日はこれで審議と報告を終了したい。【閉会】 |